

hi-ho モバイル補償 重要事項説明書

ご契約形態と補償期間（加入期間）について

1 ご契約形態について

この保険は、株式会社ハイホーを保険契約者とし、所定の条件を満たしたhi-ho会員様を被保険者とする保険契約です。

2 補償期間（加入期間）について

株式会社ハイホーが提供する「hi-ho mobile」サービスの契約期間中が、この保険の被保険者足りえる補償期間（加入期間）となります。「hi-ho mobile」サービスをご解約、もしくは別プランへプラン変更された場合、この保険は自動的に解約となります。

契約概要

1 商品のしくみと補償内容について

【特徴】

この保険は、被保険者が所有または使用する通信端末に外装破損、損壊、水濡れ全損、故障、および盗難が生じ修理費用などを負担したとき、または修理不能となった場合に保険金を支払う費用保険です。

【補償の対象となる通信端末】

被保険者が所有または使用する、日本国内で販売されたメーカー純正の製品（日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます）および移動体通信事業者で販売された（仮想移動体通信事業者を含みます）端末機器に限り、以下①②を満たすことを条件に、登録することができます。

- ① 正常に全機能が動作するもの
- ② 登録時においてメーカーが当該機器を発売した日から5年未満の機器

なお、副端末を追加登録した場合は登録日から30日間は補償されません。

【しくみ図】

「hi-ho モバイル補償」の修理費用保険金額は下記となります。

		hi-ho モバイル補償(S)	hi-ho モバイル補償
主端末	台数	必須1台	必須1台
	修理可能の場合	最大30,000円	最大70,000円
	修理不能の場合	登録端末の購入金額 もしくは7,500円いずれか低い金額	登録端末の購入金額 もしくは17,500円いずれか低い金額
副端末	台数	—	任意・最大2台
	修理可能の場合	—	最大21,000円
	修理不能の場合	—	登録端末の購入金額 もしくは5,250円いずれか低い金額

※保険契約更新時にお支払保険金額が0円に還元されるため、更新都度、お申込時の修理費用保険金額までご請求いただくことができますようになります。

主端末、副端末は自由な
組み合わせが可能です

【hi-ho モバイル補償プランの場合】

【対象端末組み合わせ例】

(主) スマホ+(副) ノートパソコン+(副) 携帯ゲーム機 etc...

【保険金申請例】

(主) スマホ画面割れ 20,000円+(主) スマホ水没交換 40,000円+(副) 携帯ゲーム機画面割れ 15,000円

修理費用保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいい、補償対象事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となります。
副端末修理費用保険金額	副端末に係る契約金額は修理費用保険金額の30%が上限となり、副端末修理費用保険金額といえます。
修理不能保険金額	補償の対象となる通信端末に補償対象事故が生じ、修理不能となった場合に、当社が支払う保険金の限度額をいい、修理費用保険金額の25%が上限となります。
副端末修理不能保険金額	副端末に係る修理不能保険金額は副端末修理費用保険金額の25%が上限となり、副端末修理不能保険金額といえます。

2 事故が発生した場合

- ① 当社は保険金請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金をお支払いします。
- ② 上記にかかわらず、警察・消防などの公の機関に対して当該機関の指定する方法による照会が必要な場合には、当社が請求を受け付けた日から60日を経過する日までに保険金をお支払いします。
- ③ 保険金お支払いの可否およびお支払いする保険金の金額は、被保険者のご申告内容、修理業者発行の「リペアレポート」(修理明細書など)、事故端末の写真および領収書をもとに審査・決定いたします。
- ④ ご契約時に設定した修理費用保険金額が当初の支払上限保険金額になります。支払上限保険金額よりお支払いした保険金の額を差し引いて次の支払上限保険金額とします。保険期間中に何度事故があっても、その時の支払上限保険金額を限度としてお支払いします。なお、保険期間中にお支払いした保険金の総額が修理費用保険金額の上限額に達したときはこの保険契約は失効します。

保険金お支払いの流れ



- ① 事故端末の損害状況(故障箇所を含む端末全体)を撮影してください。
- ② 事故端末を修理業者にて修理のうえ代金をお支払いいただき、領収書と修理内容が明記された「リペアレポート」をご入手ください。
※修理不能の場合もその旨が明記された「リペアレポート」をご入手ください。
- ③ 当社インターネットサイトのマイページから保険金の支払申請を行ってください。
- ④ ご申告内容と提出書類を基に審査のうえ保険金をご指定の金融機関口座にお振り込みします。

3 引受条件(保険金額など)について

- ① 修理費用保険金額が通算して支払われる1保険期間に係る支払上限額になります。
- ② 同一端末に対する複数契約はできません。
- ③ 一度削除された端末の再登録または別契約はできません。

4 保険料の払方と払込方法について

- ① この保険の保険料の払方は月払いのみです。
- ② 保険料相当額は「hi-ho mobile 会員規約」に基づき、所定の方法により株式会社ハイホーよりご請求いたします。

5 保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

- ① 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いなどによって生じた損害
- ② 保険の対象の欠陥によって生じた損害
- ③ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- ⑤ 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ⑥ 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- ⑦ 保険の対象に加工(修理を除く)を施した場合、加工着手後に生じた損害
- ⑧ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合は保険金を支払います。
- ⑨ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑩ 置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ⑫ 水災によって生じた損害
- ⑬ 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災によって屋外に所在する保険の対象に生じた損害
- ⑭ 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等による損害
- ⑮ 日本国外で生じた損害
- ⑯ 第三者またはペット等のいたずらまたは加害行為による損害
- ⑰ 保険の対象にインストールされているソフトウェアに対する損害
- ⑱ 取扱書等に定められた、危険、警告、注意事項として禁止された行為に関し、損害が生ずることが予見できるにもかかわらず行ったことによって生じた損害

上記以外については「普通保険約款」をご確認ください。

注意喚起情報

1 告知義務

ご契約者もしくは被保険者には、ご契約時に当社に重要な事項を申し出いただく義務(告知義務)があります。ご契約時に当社が定める告知項目について事実を告知されなかったり、事実と相違することを告知された場合には、ご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。

- ① ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効または取消になります。
① ご契約者もしくは被保険者が保険の対象についてすでに保険金を支払うべき事故が生じていたことを知っていた場合
- ② ご契約者もしくは被保険者が保険金を不法に取得する目的をもって締結した場合
- ③ ご契約締結時にご契約者もしくは被保険者による詐欺または脅迫行為があった場合

2 通知義務

被保険者には、ご契約内容に次の変更が生じる場合には、遅滞なく当社までご連絡いただく義務があります。変更の事実が生じているにもかかわらず変更手続きをされなかった場合には保険金をお支払いできないことがあります。

- ・ 保険の対象の変更（機種変更など）

3 補償の重複

被保険者が当社以外の補償内容が同様の保険契約に加入されている場合には、補償範囲が重複することがあり、重複した範囲において保険金が減額されるもしくは受け取れない場合があります。ご加入されている保険契約（火災保険の持出家財特約や傷害保険の携行品特約など）の補償範囲および保険期間をご確認ください。

4 重大な事由による解除について

次のような重大事由が生じた場合ご契約を解除することがあり、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ② 保険金の詐取を行った場合
- ③ 保険契約者または被保険者が暴力団関係者（暴力団関係企業および暴力団でなくなつてから 5 年を経過しない者を含む）、その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合

5 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

「契約概要」の「5. 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）」をご参照ください。

6 少額短期保険業者について

当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受可能な保険契約については以下の制限があります。

- ① 損害保険分野については、保険期間 2 年以内、保険金額 1,000 万円以下です。（この「修理費用補償保険（通信端末修理費用補償）」の保険期間は 1 年です。）
- ② 同一の被保険者について引受可能なすべての保険の保険金合計額は 1,000 万円以内です。
- ③ 一契約者について損害保険分野において引受可能な保険金額の合計額上限は 10 億円です。

7 少額短期保険業者破綻時の取り扱いについて

少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」の行う資金援助などの措置の対象ではありません。また、保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

8 お客様に関する情報の取り扱いについて

- ① 主な利用目的
当社が保険契約申込書などから得たお客様に関する情報は、保険引受の判断、保険契約の履行（保険金支払いなど）のために利用するほか、当社およびグループ会社（関連会社・団体を含みます）が保険商品、各種サービスの案内・提供のために利用することがあります。
- ② 第三者への情報提供
当社は次の場合を除いて、ご契約者・被保険者の同意がなければ第三者に個人情報を提供しません。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合。
 - (3) 当社のグループ会社・提携先企業・保険会社および関係省庁との間で共同利用を行う場合。
 - (4) 再保険（再々保険以降の出再を含みます。以下「再保険」といいます。）のため、本契約に関する情報を再保険取引会社に提供する場合。
 - (5) 不適切な保険取引や保険金支払いを未然に防ぐための他の保険会社との情報交換に必要な場合。※詳細は当社ホームページ（<https://www.sakura-ssi.co.jp>）をご参照ください。

9 「支払時情報交換制度」について

当社は（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取り消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。

10 指定紛争解決機関について

当社との間で問題解決ができない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

少額短期ほけん相談室

 0120-821-144

受付時間／平日 9:00～12:00、13:00～17:00
（土・日・祝日、年末年始の休業期間除く）

さくら少額短期保険株式会社
保険サポートセンター

 0120-357-479

受付時間／10:00～19:00（年末年始除く）